



概要版

第5次さくら市男女共同参画計画

【さくら市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

【さくら市女性の職業生活における活躍についての推進計画】

【さくら市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

1 男女共同参画社会とは

男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

2 計画策定に至る背景

本市では、平成 18（2006）年に『さくら市男女共同参画計画』を策定し、以降、社会の変遷とともに計画の改定を重ね、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

平成 29（2017）年2月には、さくら市男女共同参画都市を宣言し、市としての意識の醸成や普及啓発の新たな段階へと着実に歩みを進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や社会通念・慣習が根強く残っており、様々な分野において女性の活躍推進・男女の家庭参画促進等がなかなか進まない状況にあります。また、配偶者やパートナーからの暴力被害（DV）の増加への対応、困難な問題を抱える女性への支援や多様な性への対応が必要となっています。

このような動向を踏まえ、男女が個性と能力を十分に発揮しあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するための計画として「第5次さくら市男女共同参画計画」を策定しました。

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの5年間とします。なお、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、計画の期間中であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 計画の性格と位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- 「第2次さくら市総合計画」との整合を図った計画です。
- 国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案した計画です。

❁ 5 基本理念・基本目標・計画の体系 ❁

〔基本理念〕

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ・ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・ 国際的協調

知る

【基本目標 1】
個性を認め合い、人権が尊重されるまち

働く

【基本目標 2】
誰もが働きやすいまち

家庭

【基本目標 3】
性別役割分業の壁をなくす

地域

【基本目標 4】
男女共同参画の視点によるコミュニティづくり

健康

【基本目標 5】
生涯を通じた男女の健康支援

DV

【基本目標 6】
配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

防災

【基本目標 7】
平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える

※LGBTQIA+ : LGBTに加え、“Q”=クィア、クエスチョニング（自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人）、“I”=インターセックス（身体的性が一般的に定められた男性・女性の間もしくはどちらとも一致しない状態の人）、“A”=アセクシュアル（どの性にも恋愛感情を抱かない人）、“+”には他の様々なセクシュアリティがあることを意味しており、性的少数者を表す総称のひとつ。

※ユニバーサルデザイン : 障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

※エンパワーメント : 意思決定過程に参画し状況を変えていく力をもつこと。

施策の方向

- (1) 男女平等意識の醸成
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- (3) 外国人在住者の人権の擁護
- (4) LGBTQIA+※への理解を深める 新
- (5) 性の商品化防止の意識啓発
- (6) ユニバーサルデザイン※に基づいたまちづくりの推進
- (7) SDGs への取組の推進 新
- (8) 困難な問題を抱える女性等への支援 新

- (1) 就労の場における男女平等の支援
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 家内就労者の条件の改善
- (4) 女性のエンパワーメント※の促進

- (1) 子育て支援の推進
- (2) 男性に向けた家事・育児への参画促進

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 生涯福祉の推進

- (1) 総合的な健康づくりの推進
- (2) 人生100年時代を支える健康づくり生きがいづくりの推進 新

- (1) 暴力防止に関する情報提供・啓発・周知の推進
- (2) 相談体制の強化
- (3) 安全確保と自立支援の実施
- (4) 虐待防止対策の推進

- (1) 男女共同参画の視点にたった防災・防犯対策の推進



6 計画の管理指標



計画の進捗管理を行うため、以下の項目を管理指標として設定します。

基本目標		成果指標	基準値	目標値
			令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度
1 知る	個性を認め合い、人権が尊重されるまち	「市民一人ひとりの人権尊重するまちづくり」に満足している市民の割合	92.3%	95.0%
2 働く	誰もが働きやすいまち	「現在の社会において女性が働きやすい」と思う女性の割合	36.3%	50.0%
		「委員会等における女性委員」の割合	34.1%	40.0%
3 家庭	性別役割分業の壁をなくす	「家庭で男女の地位が平等になっている」と思う女性の割合	61.4%	65.0%
		「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	81.9%	90.0%
4 地域	男女共同参画の視点によるコミュニティづくり	「自治会などの地域活動の場で男女の地位が平等になっている」と思う女性の割合	42.7%	60.0%
5 健康	生涯を通じた男女の健康支援	子宮がん検診受診率	39.1%	45.0%
		乳がん検診受診率	43.0%	50.0%
6 DV	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	「身体的な暴力や言葉の暴力は許されない」と認識している市民の割合	90.2%	100.0%
7 防災	平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える	女性防災士の割合	23.5%	40.0%
		女性自主防災会長の人数	0人	10人

※成果指標における基準値は、第4次さくら市男女共同参画計画の実績値です。

7 計画の推進体制

この計画の進行管理は、令和8年度（計画中間年度）における「担当各課による事業進捗管理」及び「さくら市男女共同参画推進委員会による評価」により行い、市民と庁内担当各課の連携と整合のとれた施策の推進を図ります。

第5次さくら市男女共同参画計画（概要版）

令和6年3月発行

発行 さくら市 編集 さくら市総合政策課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 TEL：028-681-1113

※計画の詳細につきましては、「第5次さくら市男女共同参画計画」本編をご覧ください。

